

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系洗濯廃液ドレンタンク（C）レベル記録計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
2	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（4）点検において、圧縮機（A）ヒータ端子台ネジに不良（空回り1箇所）が認められたため、当該端子台を交換	D	
3	2号機	所内ボイラサンプリング装置流量調整配管接続部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	原子炉格納容器サンプルガス入口隔離弁用電線管接続部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	4号機	中央操作室放射線モニタ記録計盤ダストモニタ（タービン建屋1階ヒータエリア北）表示灯に不点灯が認められたため、当該表示灯を点検・修理	D	
6	5号機	原子炉格納容器機器ドレンサンプリング放射線モニタ取替作業において、ケーブル片側端子部を制御盤に接触させ地絡に至り、原子炉格納容器隔離信号の発生が認められたため、対応検討	B	
7	5号機	主蒸気配管トンネル室換気空調系局所空調機冷却水入口空気作動弁に閉動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	5号機	原子炉格納容器床ドレンサンプリングポンプレベルスイッチに動作不良（レベル低検出用接点不良）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
9	6号機	原子炉自動減圧系レシーバタンク（B）入口逆止弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理設備洗濯廃液サンプルポンプ（A）カップリング側軸受部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	集中環境施設	廃棄物処理エリア換気空調系送風機（C）出口ダンパ用電磁弁に開動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	その他	海生物焼却設備用水貯槽レベル計にレベル「高」の動作不良が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
13	その他	水処理設備前処理装置（C）不純物除去機ガイドローラに変形が認められたため、当該ローラを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで